

久米島町マイナンバーカード普及促進地域商品券加盟店 募集要項

1. 趣旨

行政手続きのオンライン化や官民のデジタル社会の基盤となり得るマイナンバーカードの普及促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策による影響や自粛等により長期間休業を余儀なくされた町内事業所の経営を支援し、また、町民生活へのサポートとして町民に対し商品券を給付し、消費活動の喚起を目的とし商品券発行にあたり使用できる加盟店を募集する。なお、「久米島町地域消費促進商品券加盟店」へ登録されている事業所については申請不要とする。

2. 事業概要

- (1) 名 称 久米島町マイナンバーカード普及促進地域商品券
- (2) 発 行 者 久米島町
- (3) 商品券概要 共通券（加盟店全店にて使用可能） 500円×10枚
- (4) 対 象 者 令和4年5月31日においてマイナンバーカードを保有する者
- (5) 交 付 期 間 令和4年7月上旬～令和4年10月31日（月）
- (6) 使用期間 令和4年7月1日（金）～令和4年11月30日（水）
- (7) 給 付 方 法 マイナンバーカード取得により窓口交付、又は世帯毎に郵送（簡易書留）
- (8) 利 用 店 舗 加盟店に登録された町内の店舗・事業所

3. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 加盟店は、商品券の使用期間内に商品券を持参した方に記載金額に相当する商品やサービスの提供を行ってください。
- (2) 商品券は、物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供など、加盟店との間における特定取引においてのみ使用することができます。
- (3) 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回る場合は、加盟店から当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われません。（つり銭を支払う必要はありません。）
- (4) 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができます。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券は無効となります。
- (6) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

4. 商品券の使用対象にならないもの

商品券は次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできませんのでご注意ください。

- ① 不動産や金融商品
- ② たばこ
- ③ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤ 国税、地方税や使用料などの公租公課および水道光熱費などの公共的料金
- ⑥ その他町長が不相当と認めるもの

5. 加盟店参加資格

久米島町内に店舗・事業所等を有する事業者とします。ただし、次の事業者を除きます。

- ① 上記4.「商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの
- ③ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6. 加盟店の責務等

加盟店は次に掲げる事項を厳守してください。

- ① 加盟店であることが明確になるよう、後日送付するポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ② 利用者が使用する商品券について、偽造防止対策がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。
- ③ 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため、裏面右上を切り離し、商品券裏面に加盟店受領印を押印又は事業所名を記載することとし、既に受領印等があるものは受け取りを拒否して下さい。
- ④ 商品券の交換、譲渡及び売買は行わないで下さい。使用期間中における、商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

7. 加盟店登録申請について

(1) 申請方法

希望される事業者は、この「募集要項」に同意のうえ、登録申請書をホームページからダウンロード・印刷又は申込窓口へ備え付けの登録申請書に記入・押印の上、久米島町役場町民課（久米島町字比嘉2870）又は具志川出張所（久米島町字仲泊966-33）までお申し込みください。

ア.「久米島町地域消費促進商品券加盟店」へ登録されている事業所については申請不要とする。

イ.上記アの申請内容（事業所名又は振込口座等）に変更がある場合は、久米島町役場町民課（又は具志川出張所）にて変更の手続きを行ってください。

(2) 申請期間

令和4年6月10日～令和4年6月20日

※申請期間終了後も加盟店としての登録は可能ですが、使用者に配布する「加盟店一覧表」などへの掲載ができない場合があります。

(3) 加盟店の選定

受付後、久米島町の審査を経て登録し、後日「加盟店登録証明書」を発行します。

ただし、申請内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消すことがあります。

※「久米島町地域消費促進商品券加盟店」へ登録されている事業所へは6月中に「加盟店登録証明書」を送付します。

(4) 登録手数料は無料です。

8. 加盟店の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合は、加盟店の登録を取り消します。

9. 換金について

以下の換金を基本方針とします。

- ① 商品券裏面に事業所名を記入又は押印し、「換金申請書兼請求書」を添えて久米島町役場町民課（久米島町字比嘉 2870）又は具志川出張所（久米島町字仲泊 966-33）へ提出してください。
- ② 換金期間は、令和5月1月16日（月）までです。
- ③ 換金申請は月締めとし、翌月の第1月曜日までに申請の場合は翌週水曜日、火曜日以降に申請の場合は、翌月の第一水曜日に指定口座に振り込みます。
- ④ 換金手数料は無料です。
- ⑤ 加盟店以外で使用された商品券、使用区分を誤って取り扱われた商品券は換金できません。

10. その他の事項

「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、町において協議します。